

## 「とりのからあげ」ポスターデザイン・動画コンテスト募集要項

### 1 趣旨

インターネットや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）は、正しく安全に使うことができれば便利なものですが、残念ながら、誹謗中傷やいじめの温床になったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、過剰使用によりネット依存を引き起こす原因となったりしていると言われています。

本コンテストでは、子どもの SNS トラブル防止標語「とりのからあげ※1」（以下「とりのからあげ」という。）をテーマとしたポスターデザインと動画を募集し、発信することで、鳥取県内の子どもや周囲の大人が SNS に潜む危険性に関する意識や知識の重要性に気づいたり、話し合ったりできる環境づくりにつなげます。なお、採用されるポスターデザインと動画は、鳥取県の広報活動に活用されます。

※1 とりのからあげ：令和 2 年 7 月に実施した「子どもの SNS トラブル防止標語コンテスト」の大賞作品。鳥取市立浜村小学校 6 年生グループが考案した標語。

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 「と」もだちがきずつく事をしない | 「か」きんしない               |
| 「り」よう時間を決めよう     | 「ら」いん（LINE）は相手の事を考えて送信 |
| 「の」せない個人情報       | 「あ」わない SNS で知り合った人     |
|                  | 「げ」（ゲ）ームソフトの年れい制限を守る   |

### 2 応募資格

|        |   |
|--------|---|
| 小学生の部  | 鳥取県内の小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部に在籍する児童                                     |
| 中学生の部  | 鳥取県内の中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部に在籍する生徒                                     |
| 高校生等の部 | 鳥取県内の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（3 年次まで）及び専修学校高等課程に在籍する生徒又は鳥取県内に住所を有する 18 歳未満の方 |

※応募は個人、グループを問いません。

※応募は保護者の方の同意が必要です。応募された場合は保護者の同意が得られているものとみなします。

### 3 募集作品

#### (1) ポスターデザイン部門

|         |  |
|---------|--|
| テーマ     | 標語「とりのからあげ」の内容の理解を助けるポスターデザイン  |
| 形式・サイズ等 | パソコンを使った制作、レタリング、写真のデザイン化とし、応募にあたってはデータで提出のこと。手書きのポスターをデジタルカメラで撮影したものも可。 |

#### (2) 動画部門

|       |   |
|-------|---|
| テーマ   | 標語「とりのからあげ」の内容の理解を助ける動画   |
| 映像の種類 | 実写、アニメーション、パラパラまんが等とし、特に制限はありません。実在する人物が映像に含まれる場合は、その人物（未成年の場合はその保護者）の同意を得てから応募すること。スマートフォンを使用集の場合は横向き撮影とすること |
| 時間    | 30 秒から 60 秒程度   |

### 4 募集期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）から 9 月 13 日（金）まで

## 5 応募方法

### データで応募

所定の応募フォーム（青少年育成鳥取県民会議ホームページ <https://tpayd.net/>に掲載）に必要事項を記入、送信された応募者に、ファイルの送信方法をお伝えします。所定のファイル形式でデータを送信してください。

## 6 応募及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県子ども家庭部家庭支援課内 青少年育成鳥取県民会議事務局

Email:t-youth7@infosakyu.ne.jp／電話番号 0857-26-7078／ファクシミリ 0857-26-7863

## 7 審査・選定

- (1) 審査委員会を設け、同委員会において厳正な審査を行い大賞1点、各部門から最優秀賞と優秀賞各1点の選定を行います。（会長、参与、県PTA協議会）
- (2) 審査の結果は入賞者本人に直接通知するとともに、青少年育成鳥取県民会議及び鳥取県のホームページ等で発表します。（令和6年11月予定）
- (3) 入賞者に、賞状と副賞（図書カード）を贈呈します。

## 8 その他注意事項

- ・ 入賞作品は、鳥取県等の啓発活動に広く使用します。なお、必要により補作、修正することがあります。
- ・ 入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、鳥取県及び青少年育成鳥取県民会議に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作権人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- ・ 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- ・ 応募者の個人情報や青少年育成鳥取県民会議等で適切に管理し、この事業以外の目的で使用しません。
- ・ 郵送中の作品の紛失については、責任を負いません。
- ・ 入賞作品が既に発表されているものと同じ、或いは、類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採択を取り消すことがあります。
- ・ ひとり何点でも応募できますが、1つの応募用紙又は応募フォームにつき1作品としてください。（グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。）
- ・ 入賞作品、入賞者の氏名（グループの場合はグループ名）、住所（市町村名まで）、学校、学年を公表させていただきます。
- ・ 応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合（第三者に対する権利侵害の例：①応募者自身のオリジナル曲や著作権フリー曲以外の曲の応募作品への使用について、著作権の利用許諾を得ていない②応募作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて、通行人等本人の許可を得ていない等）、青少年育成鳥取県民会議及び鳥取県は一切の責任を負いません。